

営業員ガイドブック

(ウェブ版)

平成23年度版

日本証券業協会

営業員ガイドブック

(ウェブ版)

投資勧誘にあたっての 3つの基本原則

1. 自己研さんに努め投資者の信頼に
 応えること
2. 合理的な根拠があると判断した
 有価証券について投資勧誘を行
 うこと
3. 投資者の投資目的、資力、投資
 経験等に適合した投資勧誘を行
 うこと

平成23年4月 日本証券業協会 作成

*平成23年4月1日現在で公布・公表されている本協会に関する法令諸規則をもとに作成しています。

凡例

本稿中に使用した略称は次のとおりです。

「金商法」・・・・・・・・金融商品取引法

(昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号)

「金商法施行令」・・・・金融商品取引法施行令

(昭和 40 年 9 月 30 日 321 号)

「金商業等府令」・・・・金融商品取引業等に関する内閣府令

(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)

「取引規制府令」・・・・有価証券の取引等の規制に関する内閣府令

(平成 19 年 8 月 8 日内閣府令第 59 号)

「従業員規則」・・・・日本証券業協会自主規制規則・協会の
従業員に関する規則

※ 最新の自主規制規則については、「自主規制ウェブハンドブック」を御覧ください。

(URL : <http://www.jsda.or.jp/shiryo/web-handbook/index.html>)

まえがき

— 投資勧誘の基本原則 —

1. 金融商品取引業者等と営業員の社会的責任

金融商品取引業者等（金融商品取引業者及び登録金融機関をいう。以下同じ。）は金融商品市場の担い手として、わが国経済の適切な運営とその発展に寄与すべき重大な社会的責任を負っております。そのため、金商法に基づき内閣総理大臣の登録を受けなければ、金融商品取引業を営むことができないことになっています。登録を受けるためには、業務を健全に遂行できる財務体質を備え、人的構成からみて業務を的確に行うことができる体制が要求されています。

従って、金融商品取引業者等は、その社会的責任を達成するため、投資者の保護と信用の向上を図ることを営業の基本姿勢として、国民に広く投資を普及推進し、産業資金の調達を図るとともに国民の財産形成に寄与していかなければなりません。

金融商品取引業者等の事業活動を実際に行う者は、主として投資者に直接接する営業員ですから、営業員の責任は極めて大きく、特にその営業活動の中心となる投資勧誘については、これを適正に行うことが強く要請されるわけです。資本市場に関する公正性等について正しく理解し、資本市場の健全性を維持し、果たすべき社会的使命を自覚して行動していかなければなりません。

2. 投資勧誘に当たっての3つの基本原則

営業員は、投資勧誘を行うに当たっては自己に課せられた責務と使命の重要性を深く認識し、次の3つの基本原則に従って行動しなければなりません。

① 自己研さんに努め投資者の信頼に応えること

投資者は、金融商品取引業者等を金融商品取引の専門家として信頼し、取引が公正に行われるものであることを期待しています。

営業員は、このような投資者の信頼と期待を裏切らないよう、常に知識技能の習得、研さんに努めることはもとより、投資者に対し常に適正な投資勧誘を行わなければなりません。

② 合理的な根拠があると判断した金融商品について投資勧誘を行うこと

投資を最終的に決定する者はあくまでも投資者自身です。従って、投資者がその決定を行うに当たっては、経済情勢や金融商品の投資価値を十分把握することが必要ですが、それらに関する情報は専門的であり、また、多岐にわたっているので、実際上はこれらの情報の収集調査は、金融商品取引業者等の営業員の活動に期待を寄せているのです。

従って、営業員が投資者に投資勧誘を行う金融商品は、勧誘するに足る合理的な根拠があると判断したものでなければなりません。この場合、勧誘の根拠となった重要な事実について誤解を招かないよう正確に投資者に知らせるべきです。いやしくも押しつけ的な勧誘を行うことがあってはなりません。

③ 投資者の投資経験、投資目的、資力等に適合した投資勧誘を行うこと

投資者の投資経験、投資目的、資力等は、それぞれ異なるものですから、投資勧誘に当たっては、これらをよく把握し、投資者の意向と実情に適合すると判断されるものについて勧誘すべきです。

また、投資者に対して過大な投資を勧誘することのないようにしなければならぬことはもとより、投資者に、その投資経験、投資目的、資力等に照らして明らかに不適切な投資を行う態度がうかがわれる場合には、その投資が投資者の意向と実情に適合しているかどうかを確認し、助言を与えることも適切な投資勧誘に繋がります。

目次

第1章

営業員の心構え	7
---------	---

第2章

投資勧誘	11
------	----

第3章

受注及び約定	19
--------	----

第4章

受渡し	33
-----	----

第5章

顧客管理	39
------	----

第6章

営業員の禁止行為	53
----------	----

第7章

一般的不正行為	73
---------	----

第8章

不適切行為	79
-------	----

第9章

業務執行上のチェックポイント	81
----------------	----

第1章

営業員の心構え

1. 法令、諸規則及び社会規範の遵守
2. 利益相反の防止
3. 守秘義務の遵守
4. 信用等の維持
5. 顧客の立場に立った誠実かつ公正な業務の執行
6. 自己啓発
7. 業績の向上
8. 「倫理コード」の遵守

1. 法令、諸規則及び社会規範の遵守

営業員は、金融商品取引業の公共性とその社会的使命の重要性を十分認識し、金商法その他の法令並びに証券業協会、金融商品取引所及び自社が定める諸規則等を遵守するとともに、一般的な社会規範に則り、法令や規則等が予見していない部分を補う社会常識と倫理感覚を保持し、誠実に業務を行わなければなりません。

2. 利益相反の防止

営業員は、業務に関し生ずる利益相反を適切に管理するとともに、地位や権限、業務を通じて知り得た情報等を用いて、不正な利益を得るようなことをしてはなりません。

3. 守秘義務の遵守

営業員は、顧客に関する情報等、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。

4. 信用等の維持

営業員は、顧客に対し、誠意を持って接するとともに、自己の言動、服装、態度等に注意し、顧客の信頼を得るように努めなければなりません。

また、反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応するなど、自社の信用、名誉や利益を害することのないようにしなければなりません。

5. 顧客の立場に立った誠実かつ公正な業務の執行

営業員は、投資に関する顧客の知識、経験、財産、目的等を十分に把握し、これらに照らした上で、常に顧客の利益を尊重し、誠実かつ公正に業務を行わなければなりません。

また、顧客からの相談や問い合わせに対し、真摯に対応しなければなりません。

6. 自己啓発

営業員は、常に積極的に業務に関する知識、技能の習得、研さんに努めるとともに、社会人としての教養を高め、品格の陶冶を図らなければなりません。

7. 業績の向上

営業員は、その社会的使命を認識し自社の経営方針に基づき、主管責任者の指示に従って、お互いに協力して積極的、能率的に業務を行い、社業の伸長に努めなければなりません。

8. 「倫理コード」の遵守

営業員は、法令や規則等に定めのないものであっても、社会通念や市場仲介者として求められるものに照らして疑義を生じる可能性のある行為については、自社の定める「倫理コード」と照らし、その是非について判断しなければなりません。

第2章

投資勧誘

1. 契約締結前交付書面等の交付
2. 適切な助言の提供
3. 適正な勧誘
4. 合理的な根拠に基づく勧誘
5. 信用取引規制銘柄の信用取引の勧誘の自粛
6. 店頭有価証券の投資勧誘の禁止
7. 債券の募集・売出しの際の説明
8. 国債の発行日前取引
9. 投信の乗換え勧誘の際の説明
10. 市場デリバティブ取引契約（外国市場デリバティブ取引契約を含む。）の勧誘
11. 店頭デリバティブ取引契約の勧誘
12. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託の勧誘
13. 外国証券売出しの勧誘

1. 契約締結前交付書面等の交付

金融商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ一定の事項（契約の概要、手数料及びリスク等）を記載した書面（契約締結前交付書面等）を顧客（特定投資家を除く。）に交付しなければなりません。

2. 適切な助言の提供

営業員は、金融商品の取引等は顧客自身の責任と判断に基づいて行われることを銘記し、顧客に対しては、その趣旨に基づき、金融商品の性格、取引の仕組み等の重要な事項について熟知させるとともに、金融商品の取引等について正しい説明と適切な助言を提供するように努めなければなりません。特に、金商法において交付を求められている契約締結前交付書面等に記載された金融商品の取引等の仕組み、性格、リスク、手数料その他の費用等については、顧客の投資経験、投資目的、資力等に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度を適切に選択し、十分に説明する必要があります。

3. 適正な勧誘

営業員は、顧客の投資経験、投資目的、資力等を考慮し、また、自社の勧誘方針を踏まえ、常に顧客の意向と実情に適合した勧誘を行うよう努めなければなりません。

特に、投資経験の浅い顧客に対して金融商品の取引等を勧誘するに当たっては、十分配慮して行う必要があります。

4. 合理的な根拠に基づく勧誘

営業員は、顧客に対し投資勧誘を行うに当たっては、有価証券等の特性やリスクを十分に把握し、勧誘するに足る合理的な根拠があると判断したものでなければ勧誘してはなりません。

5. 信用取引規制銘柄の信用取引の勧誘の自粛

営業員は、金融商品取引所が信用取引の制限若しくは禁止措置を行っている銘柄又は証券金融会社が貸株利用等の申込制限若しくは申込停止措置を行っている銘柄については、顧客に対し信用取引の勧誘を自粛しなければなりません。

6. 店頭有価証券の投資勧誘の禁止

営業員は、自社で取扱うこととしているグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄以外の店頭有価証券（非上場株券等）については、原則として、顧客に対し投資勧誘を行ってはなりません。

7. 債券の募集・売出しの際の説明

営業員は、債券（日本国債、地方債及び特殊債を除く。）を募集・売出し（期間を定めて行うものに限る。）により個人顧客へ販売する場合には、原則として、申込期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について説明しなければなりません。

また、債券の価格情報についても説明しなければなりません。

なお、登録信用格付業者（金商法66条の27に規定する内閣総理大臣への登録を行っている者）以外の信用格付業を行う者（以下、無登録の信用格付業者という。）が付与した格付情報を顧客に提供する場合にあっては、営業員は、当該無登録の信用格付業者が金商法第66条の27の登録を受けていない者である旨や当該登録の意義及びその他金商業等府令で定める事項を顧客に説明しなければなりません（後掲「第6章 営業員の禁止行為 3. 無登録の信用格付業者が付与した格付を提供する際の説明義務を履行しないこと」参照）。

8. 国債の発行日前取引

営業員は、初めて国債の発行日前取引を行う顧客に対して、あらかじめ当該取引が停止条件付売買であることや、停止条件不成就（国債の発行が中止になった場合等）の際の取扱い等について説明しなければなりません。

9. 投信の乗換え勧誘の際の説明

営業員は、投資信託受益証券等（投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（金商業等府令第65条第2号イからハマまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。）、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、取引所金融商品市場に上場されているものを除く。）の乗換え勧誘を行う際は、顧客（特定投資家を除く。）に対して乗換えに関して重要な事項（ファンドの内容、解約する投資信託の状況及び乗換えに係る費用など）を説明しなければなりません。

10. 市場デリバティブ取引契約（外国市場デリバティブ取引契約を含む。）の勧誘

営業員は、顧客（特定投資家を除く。）と、市場デリバティブ取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、注意喚起文書（不招請勧誘規制の適用がある場合にあつてはその旨、リスクに関する注意喚起並びに指定紛争解決機関等による苦情処理、紛争解決の枠組みの利用が可能である旨及び連絡先等を記載した書面）を交付しなければなりません。

11. 店頭デリバティブ取引契約の勧誘

① 不招請勧誘の禁止

営業員は、店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客（個人に限り、特定投資家を除く。）に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘を行ってはなりません（金商法業等府令116条に掲げる勧誘行為を除く。）。

② 勧誘受諾意思の確認義務

営業員は、店頭デリバティブ取引契約の締結については、その勧誘に先立って、顧客（個人に限り、特定投資家を除く。）に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をしてはなりません（金商法業等府令116条に掲げる勧誘行為を除く。）。

③ 再勧誘の禁止

営業員は、店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘を受けた顧客（個

人に限り、特定投資家を除く。)が当該店頭デリバティブ取引契約の締結をしない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続してはなりません。

④ 注意喚起文書の交付

営業員は、顧客(特定投資家を除く。)と店頭デリバティブ取引等に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、注意喚起文書(不招請勧誘規制の適用がある場合にあってはその旨、リスクに関する注意喚起並びに指定紛争解決機関等による苦情処理、紛争解決の枠組みの利用が可能である旨及び連絡先等を記載した書面)を交付しなければなりません。

※ 取引所に上場するCFD取引の契約に対しては、法令には規定はありませんが、自主規制規則により上記②、③と同様の規制が課されています。

12. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託の勧誘

① 勧誘開始基準

営業員は、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託の販売の勧誘を要請していない顧客(個人に限り、特定投資家を除く。)に対し、訪問し又は電話により、若しくは自社の営業所等において、当該仕組債等の販売の勧誘を行う場合には、その顧客について自社が定めた勧誘開始基準に適合するか否かを調査し、

当該基準に適合したものでなければ、当該販売の勧誘を行ってはなりません。

② 注意喚起文書の交付

営業員は、顧客（特定投資家を除く。）と、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託に係る取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、注意喚起文書（不招請勧誘規制の適用がある場合にあつてはその旨、リスクに関する注意喚起並びに指定紛争解決機関等による苦情処理、紛争解決の枠組みの利用が可能である旨及び連絡先等を記載した書面）を交付しなければなりません。

13. 外国証券売出しの勧誘

営業員は、外国証券売出し（金商法第4条第1項第4号に該当する有価証券の売出しをいう。）により有価証券を売り付ける場合には、外国証券情報（金商法第27条の32の2に規定する外国証券情報をいう。）をあらかじめ又は同時に、その相手方に提供しなければなりません（自社が既に当該外国証券情報を公表している場合を除く。）。

第3章

受注及び約定

1. 顧客登録
2. 内部者登録カードの提出等
3. 受注内容の確認等
4. 信用取引及び発行日決済取引の受注
5. 市場デリバティブ取引（外国市場デリバティブ取引を含む。）の受注
6. 店頭デリバティブ取引の受注
7. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の受注
8. グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の売買その他の取引の受注
9. 新株予約権証券の取引の受注
10. 外国証券取引についての処理
11. 公開買付銘柄の受注
12. 安定操作銘柄の売買の受注
13. 過大数量注文等の処理
14. 買付代金の前受け等
15. 約定内容の確認と顧客への連絡
16. 手合い違いの処理
17. 約定不成立の場合の処理
18. 契約締結時交付書面等の留置きの処理

1. 顧客登録

営業員は、顧客（特定投資家を除く。）との取引開始に当たっては、その顧客についてあらかじめ次に掲げる事項を調査し、これを所定の顧客カードに記入して主管責任者に提出しなければなりません。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所又は所在地及び連絡先
- (3) 生年月日（顧客が個人の場合に限る。(4)において同じ。)
- (4) 職業
- (5) 投資目的
- (6) 資産の状況
- (7) 投資経験の有無
- (8) 取引の種類
- (9) 顧客となった動機
- (10) その他自社が定める事項

なお、個人情報の取得時及びその後の管理にあたっては、個人情報保護法に基づく対応が必要となることに留意しなければなりません。

2. 内部者登録カードの提出等

営業員は、上場会社等の株式等の取引を行っている顧客が発行会社の役員等の内部者に該当するか否かの把握に努めるとともに、当該顧客が発行会社の役員等に該当するときは、所定の事項を顧客から確認し、所定の内部者登録カードに記入して主管責任者に提出しなければなりません。

また、営業員は、発行会社の役員等の内部者登録カードに登録されて

いる顧客から当該発行会社の株式等の売買等の注文を受ける際には、あらかじめ当該顧客から当該注文が未公表の重要事実を知りながらのものではないことを確認しなければなりません。

3. 受注内容の確認等

営業員は、顧客から注文を受ける際には、当該注文が顧客本人（または正当な代理人）からのものであることを確認する必要があります。また、その都度、次に掲げる事項を確認し、コンピュータへ直接入力するか又は所定の帳票に記録することによって确实かつ迅速に手続きをとり、後日紛争の起こらないようにしなければなりません。

- (1) 取引の種類
- (2) 銘柄
- (3) 売付け又は買付けの区別
- (4) 数量
- (5) 値段の限度（指値又は成行の区別）
- (6) 売付け又は買付けを行う売買立会時
- (7) 注文の有効期間
- (8) 現金取引又は信用取引の区別
- (9) 売付けの場合は空売りか否かの区別
- (10) 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のために行おうとするときは、その旨
- (11) 取引の執行市場
- (12) その他自社が定める事項

※ 投資信託における募集の取扱い又は解約は、「募集の取扱い又は解約の別」のほか、(2)、(4)、(12)の事項

※ 債券を売出し又は募集・売出しの取扱いにより取得させる場合にあっては、「売出し（期間を定めて行うもの）」である旨あるいは「募集の取扱い又は売出しの取扱いの別」のほか、(2)、(4)、(12)の事項

また、あわせて顧客（特定投資家を除く。）に対して、あらかじめその者に対して自己がその相手方となって当該売買もしくは取引を成立させるか、又は媒介し、取次ぎし、若しくは代理して当該売買もしくは取引を成立させるかの別といった取引形態について明らかにしなければなりません。

4. 信用取引及び発行日決済取引の受注

① 信用取引開始基準

営業員は、顧客から信用取引の注文を受けるに当たっては、その顧客について所定の信用取引開始基準に適合するか否かを調査しなければなりません。

調査を行った結果、その取引の受託の適否について疑義がある場合は、主管責任者の指示を受けて処理しなければなりません。

② 制度信用取引と一般信用取引の別

営業員は、顧客から信用取引の注文を受ける際は、その都度、制度信用取引、一般信用取引の別等についてその顧客の意向を確認しなければなりません。

信用取引又は発行日決済取引は与信業務に該当するため、個人情報の利用目的を明示し、同意を得なければなりません。

③ 信用取引口座設定約諾書等の受入れ

営業員は、初めて信用取引を行う顧客からは、所定の「信用取引口座設定約諾書」を、また、初めて発行日決済取引を行う顧客からは、所定の「発行日決済取引の委託についての約諾書」の差入れを受けるとともに、その顧客に対し当該約諾書の写しを交付しなければなりません。なお、これらの約諾書には、顧客自身の記名（個人顧客の場合は自署のこと）、押印を受けなければなりません。

④ 委託保証金の受入れ

顧客の信用取引又は発行日決済取引の約定が成立した場合は、所定の委託保証金の差入れを受けなければなりません。

⑤ 担保同意書の徴求

委託保証金を代用有価証券で受け入れる場合で、これを再担保に供するときには、顧客から担保同意書を徴求しなければなりません。なお、信用取引に係る担保同意書には、包括再担保契約に基づく担保同意書及び包括再担保契約以外の契約に基づく担保同意書があります。

⑥ 日々公表銘柄等の受注

営業員は、金融商品取引所又は証券金融会社において次に掲げる措置が採られている銘柄について、顧客から信用取引の注文を受けるに当たっては、その顧客に対し、これらの措置の内容等を説明しなければならず、また(3)及び(5)については、信用取引の勧誘を自粛しなければなりません。

- (1) 金融商品取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄
- (2) 金融商品取引所が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ（委託

保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。) 措置を行っている銘柄

- (3) 金融商品取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄
- (4) 証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄
- (5) 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄

5. 市場デリバティブ取引(外国市場デリバティブ取引を含む。)の受注

① 取引開始基準

営業員は、顧客から市場デリバティブ取引の注文を受けるに当たっては、その顧客について所定の取引開始基準に適合するか否かを調査しなければなりません。

調査を行った結果、その取引の受託の適否について疑義がある場合は、主管責任者の指示を受けて処理しなければなりません。

② 市場デリバティブに関する取引口座設定約諾書、確認書の受入れ

営業員は、初めて市場デリバティブ取引を行う顧客から所定の「取引口座設定約諾書」及び契約締結前交付書面に記載された市場デリバティブ取引についてのリスク、手数料等の内容を理解した旨の確認書の差入れを受けなければなりません(ただし、確認書については、顧客が特定投資家である場合、差し入れを受ける必要はありません。)。また、これらの書面には、顧客自身の記名(個人顧客の場合は自署のこと)、押印を受けなければなりません。

③ 証拠金の受入れ

顧客の市場デリバティブ取引の約定が成立した場合は、所定の証拠金の差入れを受けなければなりません。

④ 差替預託に関する同意書等の徴求

証拠金を金融商品取引業者が金融商品取引所（株）日本証券クリアリング機構）に差換預託する場合には、各金融商品取引所が定める約諾書に基づき、「差換預託に関する同意書」を顧客から徴求しなければなりません。

また、証拠金を代用有価証券で受け入れる場合で、これを担保に供する場合又は他人に貸し付ける場合には、「担保同意書」又は「貸付同意書」を顧客から徴求しなければなりません。

6. 店頭デリバティブ取引の受注

① 取引開始基準

営業員は、顧客から店頭デリバティブ取引の注文を受けるに当たっては、その顧客について所定の取引開始基準に適合するか否かを調査しなければなりません。

調査を行った結果、その取引の受託の適否について疑義がある場合は、主管責任者の指示を受けて処理しなければなりません。

② 重要な事項の説明

営業員は、顧客（特定投資家を除く。）と店頭デリバティブ取引の販売に係る契約を行う場合には、当該取引に係る重要な事項（最悪シナリオを想定した損失額、中途売却の制限及び売却資産額等）について説明

しなければなりません。

③ 確認書の受入れ

営業員は、顧客（特定投資家を除く。）と店頭デリバティブ取引の販売に係る契約を行う都度、当該顧客から当該取引に係る重要な事項、契約により想定される損失額等を踏まえ、当該顧客が許容できる損失額等が顧客に資産等に与える影響に照らして、当該顧客が取引できる契約内容であること等を理解した旨の確認書の差入れを受けなければなりません。

④ 証拠金の受入れ

顧客の店頭デリバティブ取引の約定が成立した場合は、所定の証拠金の差入れを受けなければなりません。

⑤ 差換預託に関する同意書等の徴求

証拠金を金融商品取引業者が金融商品取引所（株）日本証券クリアリング機構）に差換預託する場合には、各金融商品取引所が定める約諾書に基づき、「差換預託に関する同意書」を顧客から徴求しなければなりません。

また、証拠金を代用有価証券で受け入れる場合で、これを担保に供する場合又は他人に貸し付ける場合には、「担保同意書」又は「貸付同意書」を顧客から徴求しなければなりません。

7. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の受注

① 重要な事項の説明

営業員は、顧客（特定投資家を除く。）と店頭デリバティブ取引の販売に係る契約を行う場合には、当該取引に係る重要な事項（最悪シナリオを想定した損失額、中途売却の制限及び売却資産額等）について説明しなければなりません。

② 確認書

営業員は、顧客（特定投資家を除く。）と店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に係る契約を行う都度、当該顧客から当該取引に係る重要な事項、契約により想定される損失額等を踏まえ、当該顧客が許容できる損失額等が顧客に資産等に与える影響に照らして、当該顧客が取引できる契約内容であること等を理解した旨の確認書の差入れを受けなければなりません。

8. グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の売買その他の取引の受注

① 取引開始基準

営業員は、顧客からグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄（以下「グリーンシート銘柄等」という。）の注文を受けるに当たっては、その顧客について所定の取引開始基準に適合するか否かを調査しなければなりません。

調査を行った結果、グリーンシート銘柄等の注文の受託の適否について疑義がある場合は、主管責任者の指示を受けて処理しなければなりません。

せん。

② 説明書の交付、確認書の受入れ

営業員はグリーンシート銘柄等の取引を行う顧客（特定投資家を除く。）に対し、グリーンシート銘柄等の性格、取引の仕組み、当該自社におけるグリーンシート銘柄等の取引方法、グリーンシート銘柄等に関する情報の周知方法、グリーンシート銘柄等への投資に当たってのリスク等について記載した契約締結前交付書面を交付し、これらについて十分に説明しなければなりません。また、グリーンシート銘柄等の取引を初めて行う顧客（特定投資家及びフェニックス銘柄の売却を行う顧客を除く。）から、所定の様式により「グリーンシート銘柄の取引に関する確認書」又は「フェニックス銘柄の取引に関する確認書」を徴求しなければなりません。（「グリーンシート銘柄等に関する規則」第19条）

③ 銘柄及び会社内容の説明

営業員は、グリーンシート銘柄等の投資勧誘を行うに際しては、顧客（適格機関投資家を除く。）に対し、直近の会社内容説明書等を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければなりません。（「グリーンシート銘柄等に関する規則」第20条第2項）

④ グリーンシート銘柄等であること等の明示

営業員は、顧客からグリーンシート銘柄等の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券がグリーンシート銘柄又はフェニックス銘柄であること及びグリーンシート銘柄である場合には当該グリーンシート銘柄の区分を明示しなければなりません。（「グリーンシート銘柄等に関する規則」第22条）

※店頭有価証券の勧誘の禁止については、投資勧誘の編に記載がありません。

9. 新株予約権証券の取引の受注

① 取引開始基準

営業員は、顧客から新株予約権証券の注文を受けるに当たっては、その顧客について所定の取引開始基準に適合するか否かを調査しなければなりません。

調査を行った結果、その注文の受託の適否について疑義がある場合は、主管責任者の指示を受けて処理しなければなりません。

② 確認書の受入れ

営業員は、初めて新株予約権証券取引を行う顧客（特定投資家を除く。）から契約締結前交付書面（上場新株予約権証券の場合は上場有価証券等書面でも可）に記載された新株予約権証券取引についてのリスク、手数料等の内容を理解した旨の確認書の差入れを受けなければなりません。また、これらの書面には、顧客自身の記名（個人顧客の場合は自署のこと）、押印を受けなければなりません。

10. 外国証券取引についての処理

営業員は、初めて外国証券の取引を行う顧客に、所定の「外国証券取引口座に関する約款」を交付し、当該顧客から約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の差入れを受けなければなりません。

11. 公開買付銘柄の受注

営業員は、公開買付が行われている銘柄の買付注文の受注に当たっては、あらかじめ顧客に、公開買付が行われていることを伝えるよう努めなければなりません。

また、顧客がその公開買付者及びその関係者である場合は、公開買付によらない買付注文を受注してはなりません。

12. 安定操作銘柄の売買の受注

営業員は、安定操作取引が行われた銘柄の受注に当たっては、あらかじめ、顧客に安定操作取引が行われたことを表示したうえで受注しなければなりません。また、顧客がその安定操作取引が行われている銘柄の発行会社及び安定操作取引の委託をすることができる者であることを知りながら買付注文を受注してはなりません。

13. 過大数量注文等の処理

営業員は、顧客からの注文を受けるに当たって、その銘柄の市場流通性、その顧客の取引状況などからみて、その注文が著しく過大又は異常であると認められるときは、直ちに主管責任者に報告し、その指示を受けて処理しなければなりません。

14. 買付代金の前受け等

営業員は顧客から注文を受ける場合、原則として、その顧客が新規顧客等又は受渡物件を前受けする必要があるものとして自社が定める者に該当するときは、その顧客からあらかじめ買付代金又は売付証券の全部又は一部の預託を受けなければなりません。

15. 約定内容の確認と顧客への連絡

営業員は約定が成立した場合は、受注内容と相違ないことを確認のうえ、遅滞なく顧客に連絡し、受渡の方法等について確認しなければなりません。

16. 手合い違いの処理

営業員は、手合い違い（銘柄、数量、価格、売買の別について受注内容と約定内容に相違があること。）があったとき、又は受注の際に過誤のあったことを発見したときは、直ちに主管責任者に報告し、その指示に従って処理しなければなりません。

17. 約定不成立の場合の処理

営業員は、約定が成立しない場合においても、その旨を顧客に連絡しなければなりません。その際、顧客から注文の訂正、取消等について指示を受けた場合には、指示に従い適切に処理しなければなりません。

18. 契約締結時交付書面等の留置きの処理

営業員は、顧客から、契約締結時交付書面、照合通知書その他取引に関する書類の交付方法について特に申出を受けたときは、その顧客から所定の念書を受け入れなければなりません。また、この場合、念書に届出印鑑に符合する印影の押なつを受けなければなりません。

第4章

受渡し

1. 受渡しの原則
2. 受渡先の確認
3. 金銭、非上場株券等の引渡し
4. 業務に関する書類の交付
5. 金銭、非上場株券等の受入れ
6. 出金、出庫
7. 受領証等の取扱い
8. 保護預り
9. 受渡しのための金銭、非上場株券等の受入れ
10. 金銭、非上場株券等の取扱い上の注意

1. 受渡しの原則

営業員は、顧客との取引については、所定の期日までに受渡が完了するように努めなければなりません。

受渡の遅滞や不履行があったときは、直ちに主管責任者にその状況を報告し、その指示を受けて処理しなければなりません。

2. 受渡先の確認

営業員は、受渡しに当たってはその相手方が顧客本人であること、又は自社の定める方法により顧客の正当な代理人であることを確認して、これを行わなければなりません。

3. 金銭、非上場株券等の引渡し

営業員は、顧客から自社に交付するために預託を受けた金銭、非上場株券等を遅滞なく自社に引渡し、また自社が顧客に交付するために預託した金銭、非上場株券等は、遅滞なく、その顧客に引き渡さなければなりません。

4. 業務に関する書類の交付

営業員は、自社から、顧客に交付するために預託された業務に関する書類は、遅滞なく、その顧客に交付しなければなりません。

5. 金銭、非上場株券等の受入れ

営業員は、顧客から金銭、非上場株券等を受け入れる場合は、次の点に注意して取り扱わなければなりません。

- (1) 金銭の受入れに当たっては、原則として現金又は保証小切手（預手）をもって受け入れること。

なお、特別な理由により、普通小切手を受け入れる場合は、非上場株券等の交付は、その小切手の交換落ちを確認した後に行うこと。

- (2) 非上場株券等の受入れに当たっては、次の点を確認し、過誤のないよう努めること。

- ① 銘柄
- ② 数量
- ③ 新旧の別
- ④ 券種
- ⑤ 利札の有無
- ⑥ 事故の有無

また、顧客からの持込み非上場株券等を受け入れるに際しては、偽造・変造の疑いがある非上場株券等を早期に発見するための確認をする必要があります。

6. 出金、出庫

営業員は、顧客に交付する金銭、非上場株券等を出金又は出庫するに当たっては、所定の手続きにより、あらかじめ主管責任者の承認を受けなければなりません。

7. 受領証等の取扱い

営業員は、受領証等の取扱いについては、次の点に注意しなければなりません。

① 受領証等の交付

顧客から金銭、非上場株券等の預託を受けるときは、所定の受領証等を交付するものとし、名刺、メモ等により預託を受けないこと。

② 受領証等の徴取

営業員は、顧客から預託を受けている金銭、非上場株券等を顧客に返還するときは、これに対応する受領証等を徴取すること。

③ 寄託目的変更の場合の手続き

営業員は、顧客から、自社で預託を受けている金銭、非上場株券等について、寄託目的の変更の申出があったときは、遅滞なく、主管責任者に報告し、所定の手続きをとること。

8. 保護預り

営業員は、顧客から初めて非上場株券等の保護預りの依頼を受けたときは、「保護預り口座設定申込書」及び「印鑑票」の差入れを受けなければなりません。

9. 受渡しのための金銭、非上場株券等の受入れ

営業員は、受渡しのため、顧客から金銭、非上場株券等の受入れを行う場合は、次の点に注意しなければなりません。

- (1) 所定の帳票を主管責任者に提出し、その承認を受けること。
- (2) あらかじめ顧客に連絡し、受渡しの場所、方法等について確認すること。

10. 金銭、非上場株券等の取扱い上の注意

営業員は、金銭、非上場株券等の取扱いには慎重を期し、特に出先へ携行するときは、盗難、紛失等に万全の注意を払わなければなりません。

第5章

顧客管理

1. 業務報告
2. 顧客の把握
3. 内部者登録カードの作成
4. 顧客の本人確認
5. 疑わしい取引の届出
6. 苦情処理
7. 転勤等の場合の顧客の引継ぎ
8. 休暇、外勤時の業務の取扱い

1. 業務報告

営業員は、業務の遂行状況について、所定の報告書により、毎日主管責任者に報告しなければなりません。ただし、やむを得ない理由により、当日中に報告を行うことができないときは、遅滞なく、主管責任者にその旨を連絡しなければなりません。

2. 顧客の把握

営業員は、顧客の住所、氏名その他所定の事項（顧客カード及び本人確認記録記載事項）については、常にこれを把握するように努め、これらの事項に変更があることを知ったときは、遅滞なく、主管責任者に報告しなければなりません。

3. 内部者登録カードの作成

営業員は、顧客が上場会社等の役員等（「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第15条第1項）に該当するか否かについて届出を求めた結果、該当する旨の回答があった場合は、内部者登録カードを備え付けなければなりません。

4. 顧客の本人確認

営業員は、顧客と取引を開始する際及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める取引を行う際に、その顧客から本人確認書類の提示を受けるなどにより、顧客の本人確認を行わなければなりません。

また、営業員は、本人確認を行った場合には、本人確認記録を作成しなければなりません。なお、本人確認の実務上の取扱いについては、後掲の「顧客の本人確認の具体的な方法等について」を参考のこと。

5. 疑わしい取引の届出

営業員は、犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与防止の一環として、顧客の取引が金融庁から示されている疑わしい取引の事例（後掲の「疑わしい取引の参考事例」参照）に該当すると判断したときは、主管責任者等に報告し、その指示に従わなければなりません。

6. 苦情処理

営業員は、顧客から、取引についての苦情の申出を受けたときは、直ちにその内容を主管責任者に報告し、その指示に従わなければなりません。

7. 転勤等の場合の顧客の引継ぎ

営業員は、転勤、退社等の場合は、主管責任者にその取扱いに係る顧客の取引の経過、未決済勘定の現況等について報告し、確実かつ迅速に引き継がなければなりません。

8. 休暇、外勤時の業務の取扱い

営業員は、休暇、外勤等の場合、その間における顧客管理上必要な事項をあらかじめ業務代行者に引き継ぐとともに、重要事項については主管責任者に報告しなければなりません。

※別添資料あり。「顧客の本人確認の具体的な方法等について」

顧客の本人確認の具体的な方法等について

営業員は、顧客との間で、金融に関する業務その他の業務のうち一定の取引を行うに際しては、当該顧客について、次に定める本人特定事項の確認を行わなければなりません。

- ① 個人の場合 氏名、住居及び生年月日
- ② 法人の場合 名称及び本店又は主たる事務所の所在地

(1) 本人確認が必要な取引

取引に関し本人確認が必要な取引は概ね次のとおりです。

- ① 金融商品取引法第2条第8項第1号から第6号までに掲げる行為若しくは第10号又は同項第7号から9号に掲げる行為により顧客に有価証券を取得させる行為を行うことを内容とする契約の締結（証券取引の口座開設及び個別の証券取引の両方を指す。）
- ② 有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理を行うことを内容とする契約の締結
- ③ 現金、持参人払式小切手、自己宛小切手又は無記名の公社債の本券若しくは利札の受払いをする取引であって、取引の金額が200万円を超えるもの
- ④ 保護預りの開始
- ⑤ 本人確認を行った際に顧客が本人特定事項を偽っていた疑いがある場合における当該顧客との取引
- ⑥ 取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合における当該取引

(2) 本人確認の対象者、本人確認書類、本人確認方法

本人確認の対象者、本人確認書類及び本人確認方法は、概ね以下のとおりです。

1 本人確認の対象

顧客の属性	本人確認の対象者
個人	個人及び取引担当者がある場合は取引担当者
法人	法人及び取引担当者
国、地方公共団体、国際機関、特殊法人、独立行政法人、上場会社等、人格のない社団又は財団(投資クラブ等)、勤労者財産形成貯蓄契約(いわゆる財形契約)等を締結する勤労者等	取引担当者

2 本人確認の方法及び本人確認書類

(1) 個人(取引担当者を含む。)の本人確認

本人確認の方法	本人確認書類
・ 本人確認書類の提示を受ける方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出印に実印を使用する場合の印鑑登録証明書 ・ 運転免許証 ・ 住民基本台帳カード ・ 旅券(パスポート) ・ 外国人登録証明書 ・ 各種健康保険証 ・ 各種年金手帳 ・ 各種福祉手帳 ・ その他当該個人の氏名、住居、生年月日の記載がある官公庁から発行・発給された書類等で、当該官公庁が当該個人の写真を貼り付けたもの(当該自然人が提示した場合に限る。)
・ 本人確認書類の提示を受けるとも	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑登録証明書(上記に掲げるもの)

本人確認の方法	本人確認書類
<p>に、取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法</p>	<p>を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・住民票の記載事項証明書 ・戸籍謄本・抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。） ・外国人登録原票の写し ・外国人登録原票の記載事項証明書 ・その他当該個人の氏名、住居、生年月日の記載がある官公庁から発行・発給された書類等で上記以外のもの
<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類の提示を受けるとともに、取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法 ・本人確認書類の写し（コピー）の送付を受けるとともに、取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（当該本人確認書類の写しを口座を閉鎖した日から7年間保存するときに限る。） 	<p>上記の全ての書類</p>

(2) 法人の本人確認

本人確認の方法	本人確認書類
<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類の提示を受ける方法 ・本人確認書類の送付を受けるとともに、取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書 ・その他

本人確認の方法	本人確認書類
<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類の写し（コピー）の送付を受けるとともに、取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（当該本人確認書類の写しを口座を閉鎖した日から7年間保存するときに限る。） 	

(3) 本人確認済みの顧客の取扱い

本人確認が必要な取引に該当する場合であっても、以下に掲げる方法により当該顧客について既に本人確認を行っていることを確認した取引（当該本人確認について本人確認記録を保存している場合等に限る。）については、改めて本人確認を行う必要はありません。

- イ 顧客と面識がある場合その他の顧客が本人確認記録等に記録されている顧客と同一であることが明らかであること
- ロ 顧客が本人確認記録に記録されている顧客と同一であることを示す書類その他の物（契約締結時交付書面等）の提示又は送付を受けること
- ハ 顧客しか知り得ない事項その他の顧客が本人確認記録等に記録されている顧客と同一であることを示す事項（口座番号、パスワード等）の申告を受けること

(4) 金融機関等の免責

営業員は、本人確認が必要な取引を行う際に顧客が本人確認に応じないときは、当該顧客がこれに応ずるまでの間、当該取引に係る義務の履行を拒むことができます。

(5) 機微（センシティブ）情報の取扱い

本人確認書類として受入れた書類に機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）労働組合の加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保険医療及び性生活並びに犯罪歴に関する情報）がある場合は、当該部分を黒ぬりにしなくてはなりません。

疑わしい取引の参考事例（証券会社等）

（全般的な注意）

以下の事例は、金融機関等が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第9条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他金融機関等の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案して金融機関等において判断する必要がある。

したがって、これらの事例は、金融機関等が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものであるが、これらの事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、金融機関等が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意を要する。

第1 現金の使用形態に着目した事例

- 1 多額の現金（外貨を含む。以下同じ。）又は小切手により、株式、債券、投資信託等への投資を行う取引。特に、顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引。
- 2 短期間のうちに頻繁に行われる株式、債券、投資信託等への投資で、現金又は小切手による取引総額が多額である場合。
- 3 多量の小額通貨（外貨を含む。）により、株式、債券、投資信託等への投資を行う取引。

第2 真の取引者を隠匿している可能性に着目した事例

- 4 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。
- 5 口座名義人である法人の実体がないとの疑いが生じた口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。

- 6 住所と異なる連絡先に取引報告書等の証書類の送付を希望する顧客に係る口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。
- 7 多数の口座を保有していることが判明した顧客に係る口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。
- 8 当該支店で取引をすることについて明らかな理由がない顧客に係る口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。

第3 投資の形態に着目した事例

- 9 通常は取引がないにもかかわらず、突如多額の投資が行われる口座に係る取引。
- 10 大量の株券等を持ち込み、現金受渡しを条件とする売却取引。
- 11 本人が保有していることが疑われるほど大量な無記名証券、他人名義株券に係る取引。
- 12 短期間のうちに頻繁に株券等を持ち込み、現金受渡しを条件とする売却取引。
- 13 第三者振出しの小切手又は第三者からの送金により決済が行われた取引。
- 14 売却代金の振込銀行口座に第三者名義の銀行口座を指定しようとする顧客に係る取引。

第4 保護預りに係る事例

- 15 保護預り契約締結時の状況等に着目した事例については、「第2 真の取引者を隠匿している可能性に着目した事例」に準じる。
- 16 多額の株式又は債券の買付けにもかかわらず、合理的な理由もなく、保護預り制度を利用しないで、本券引出しを求める顧客に係る取引。

第5 外国との取引に着目した事例

- 17 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く顧客に係る取引。特に、金融庁が監視を強化すべき国・地域として指定した国・地域に係る場合（18・19において同じ。）。

18 売却代金の振込銀行口座に資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く銀行口座を指定しようとする顧客に係る取引。

19 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者（法人含む。）から紹介された顧客に係る取引。

第6 有価証券の発行関連業務に着目した事例

20 表面上の経営者とは別に経営に関与している者の存在が疑われる会社による有価証券の発行。

21 主要株主・役員・常任代理人・大口債権者・主要取引先・アレンジャー等のいずれかに、暴力団員、暴力団関係者等が関与すると疑われる有価証券の発行。

22 有価証券の発行によって調達しようとする資金の使途と業務との関係が不自然な会社による有価証券の発行。

23 前回の有価証券の発行後に行われた業務内容の変更又は新規事業が、これまでの事業との関連性が認められないなどの疑義がある会社による有価証券の発行。

24 増資前の発行済み株式数、売上高及び資産規模等に対して大幅な（極端な）増資の規模となる有価証券の発行。

25 短期間のうちに繰り返し行われる大規模な額の有価証券の発行。

26 役員・会計監査人が頻繁に入れ替わる会社又は辞任若しくは解任が不自然な形で行われた会社による有価証券の発行。

27 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域を登記先又は拠点としているファンド等が割当先となっている第三者割当増資等の有価証券の発行。

28 実質的な投資者、引受け原資その他の経済的な実態が不透明なファンド等が割当先となっている第三者割当増資等の有価証券の発行。

29 表面上は複数の割当先であるが、実質的には同一であると疑われる者やファンド等が割当先となっている第三者割当増資等の有価証券の発行。

30 投資事業組合が第三者割当先となっている有価証券について、大量に入庫を行う行為。

第7 その他の取引に係る事例

31 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合。

32 顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。

33 自社職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引により利益を受ける者が不明な取引。

34 自社職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条（犯罪収益等隠匿）又は第11条（犯罪収益等收受）の罪を犯している疑いがあると認められる取引。

35 偽造通貨、偽造証券、盗難通貨又は盗難証券により入金が行われた取引で、当該取引の相手方が、当該通貨又は証券が偽造され、又は盗まれたものであることを知っている疑いがあると認められる場合。

36 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。

37 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。

38 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。

39 その他（公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引等）

第6章

営業員の禁止行為

1. 虚偽のことを告げること
2. 断定的判断の提供
3. 無登録の信用格付業者が付与した格付を提供する際の説明義務を履行しないこと
4. 契約締結前交付書面等の説明をしないこと
5. 虚偽表示等
6. 特別の利益提供等
7. 偽計、暴行等
8. 債務履行の拒否等
9. 金銭等の不正取得
10. 迷惑時間勧誘
11. フロントランニング
12. 無断売買
13. 地位利用による売買
14. 投機的売買
15. インサイダー取引の受託等
16. 法人関係情報を提供しての勧誘
17. 法人関係情報に基づく自己売買
18. 行き過ぎた大量推奨販売等
19. 相場操縦等
20. 書面によらないシステム売買
21. 安定操作期間中における買付け等
22. 信用取引における客向かい
23. 英語により記載されている旨の説明をしないこと
24. 損失補てん等
25. 地場出し
26. 地場受け
27. 営業員の信用取引及びデリバティブ取引等
28. 過当数量の取引
29. 顧客との共同計算による取引
30. 呑行為
31. 名義、住所貸し
32. 仮名取引の受託
33. 名義、住所借り
34. 自社を通じない名義書換え等の手続き
35. 受渡の延引、未了
36. 顧客への書類交付の延引、未交付
37. 顧客との金銭、有価証券等の貸借
38. 職務上の秘密の漏洩
39. 公募株等の公正を欠く販売
40. 営業員限りで行う広告等及び景品類の提供
41. 空売り注文の受託
42. 投信の乗換え勧誘の際の説明を行わないこと
43. 反社会的勢力との契約の禁止
44. 立会外分売要領発表前の有価証券の買付けの勧誘
45. 信用の供与等
46. 非公開融資等情報の提供等

1. 虚偽のことを告げること

金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること。
〈金商法第38条第1号〉

2. 断定的判断の提供

顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をすること。
〈金商法第38条第2号〉

3. 無登録の信用格付業者が付与した格付を提供する際の説明義務を履行しないこと

顧客に対し、無登録の信用格付業者が付与した信用格付について、当該無登録の信用格付業者が金商法第66条の27の登録を受けていない者である旨や当該登録の意義及びその他金商業等府令で定める事項を告げることなく提供して、金融商品取引の契約の締結の勧誘をすること。
〈金商法第38条第3号、金商業等府令第116条の3〉

4. 契約締結前交付書面等の説明をしないこと

次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家を除く。）に対して、契約の概要、手数料及びリスク等その書面等に記載されている記載事項について、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らしてその顧客に理解されるために

必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結すること。〈金商業等府令 第117条第1項第1号〉

- (1) 契約締結前交付書面
- (2) 上場有価証券等書面
- (3) 契約締結前交付書面を交付しない場合における目論見書
- (4) 契約変更書面

5. 虚偽表示等

金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をすること。

〈金商業等府令 第117条第1項第2号〉

6. 特別の利益提供等

- (1) 金融商品取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供すること（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）。

〈金商業等府令 第117条第1項第3号〉

- (2) 顧客に対して、融資、保証等に関する特別の便宜の提供を約し、登録金融機関業務に係る取引又はその取引を勧誘すること。（登録金融機関の営業員のみ）〈「従業員規則」第7条第3項第20号〉
- (3) 登録金融機関業務に係る取引について、明らかに委託証拠金の新規又は追加の差入れとなるような信用の供与を行うこと。（登録金融機関の営業員のみ）〈「従業員規則」第7条第3項第21号〉

- (4) 金融商品仲介行為に係る取引について、顧客に対して、その顧客が金融商品取引業者に開設した取引口座に残高不足が生じた場合に、信用の供与を自動的に行い、又はこれを行うことを約した金融商品仲介行為を行うこと。(登録金融機関の営業員のみ)

〈「従業員規則」 第7条第3項第22号〉

7. 偽計、暴行等

金融商品取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をすること。 〈金商業等府令 第117条第1項第4号〉

8. 債務履行の拒否等

金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為を行うこと、その他のその金融商品取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。 〈金商業等府令 第117条第1項第5号〉

9. 金銭等の不正取得

金融商品取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他の不正の手段により取得すること。

〈金商業等府令 第117条第1項第6号〉

10. 迷惑時間勧誘

金融商品取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘すること。

〈金商業等府令 第117条第1項第7号〉

11. フロントランニング

顧客から有価証券の買付け若しくは売付け又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引の委託等を受け、その委託等に係る売買又は取引を成立させる前に自己の計算においてその有価証券と同一の銘柄の有価証券の売買又はその市場デリバティブ取引若しくはその外国市場デリバティブ取引と同一の取引を成立させることを目的として、その顧客の有価証券の買付け若しくは売付け又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引の委託等に係る価格と同一又はそれよりも有利な価格で有価証券の買付け若しくは売付け又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引をすること。

〈金商業等府令 第117条第1項第10号〉

12. 無断売買

あらかじめ顧客の同意を得ずに、その顧客の計算により有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等を行うこと。

〈金商業等府令 第117条第1項第11号〉

13. 地位利用による売買

自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、有価証券の売買その他の取引等を行うこと。

〈金商業等府令 第117条第1項第12号〉

14. 投機的売買

専ら投機的利益の追求を目的として、有価証券の売買その他の取引等を行うこと。

〈金商業等府令 第117条第1項第12号〉

15. インサイダー取引の受託等

顧客の有価証券の売買その他の取引等がインサイダー取引規制に違反すること又は違反するおそれのあることを知りながら、その有価証券の売買その他の取引等の受託等を行うこと。

〈金商業等府令 第117条第1項第13号〉

16. 法人関係情報を提供しての勧誘

有価証券の売買その他の取引又は有価証券に係るデリバティブ取引若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理につき、顧客に対してその有価証券の発行者の法人関係情報を提供して勧誘すること。

〈金商業等府令 第117条第1項第14号〉

17. 法人関係情報に基づく自己売買

法人関係情報に基づいて、自己の計算においてその法人関係情報に係る有価証券の売買その他の取引等を行うこと。

〈金商業等府令 第117条第1項第16号〉

18. 行き過ぎた大量推奨販売等

- (1) 不特定かつ多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄の有価証券の買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ取引又はこれらの委託等を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘すること。(公正な価格の形成を損なうおそれがあるもの)

〈金商業等府令 第117条第1項第17号〉

- (2) 顧客の取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図ることを目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、有価証券の買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ取引又はこれらの委託等を一定期間継続して一斉かつ過度に勧誘すること。

〈金商業等府令 第117条第1項第18号〉

19. 相場操縦等

- (1) 取引所金融商品市場における上場金融商品等の相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、又は取引高を増加させる目的をもって、その上場金融商品等に係る買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ

ブ取引又はこれらの申込み若しくは委託等を行うこと。

〈金商業等府令 第117条第1項第19号〉

- (2) 取引所金融商品市場における上場金融商品等の相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、その上場金融商品等に係る買付け若しくは売付け又はデリバティブ取引の受託等を行うこと。

〈金商業等府令 第117条第1項第20号〉

20. 書面によらないシステム売買

有価証券の売買若しくはデリバティブ取引又はこれらの受託等につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄、数及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者等がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を書面によらないで締結すること。

〈金商業等府令 第117条第1項第21号〉

21. 安定操作期間中における買付け等

安定操作取引が行われている銘柄については、元引受を自社が行っている場合は、安定操作期間中の買付けに関し、以下の行為を行うこと。

- (1) 同期間中における自己の計算による買付け
- (2) 他の金融商品取引業者に買付けの委託等を行う行為
- (3) 発行会社の役員等安定操作取引の委託をすることができる者の計算による買付けの受託

また、安定操作取引又は受託等をしている場合は、その最初に安定操作取引を行ったときから、安定操作期間の終了する日までの間、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われた旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券等の買付けの受託等若しくは売付けの受託等を行うこと。

〈金商業等府令 第117条第1項第22号、第23号〉

〔取引の信義則に関する規則〕第3条、第7条〕

※なお、金融商品取引所の規則では元引受を行っているか、安定操作取引を行っているか等に関わらず、安定操作取引が実施されたことを表示せずに当該有価証券の発行者が発行する株券等の買付けの受託等若しくは売付けの受託等を行うことが禁止されていることに注意する必要があります。

22. 信用取引における客向かい

顧客の信用取引を、自己の計算においてする買付け又は売付けと対当させ、かつ、金銭又は有価証券の受渡しを伴わない方法により成立させた場合において、その買付け又は売付けに係る未決済勘定を決済するため、これと対当する売付け又は買付けをすること。

〈金商業等府令 第117条第1項第24号〉

23. 英語により記載されている旨の説明をしないこと

外国会社報告書、外国会社半期報告書及び外国会社四半期報告書等が英語により記載される有価証券について、顧客に対し、その旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書を交付しないで売付け及び募集の取

扱い等を行うこと。 〈金商業等府令 第117条第1項第25号〉

24. 損失補てん等

- (1) 有価証券の売買その他の取引（買戻条件付売買等を除く。）又はデリバティブ取引（以下(2)及び(3)において「有価証券売買取引等」という。）につき、その有価証券又はデリバティブ取引（以下(2)及び(3)において「有価証券等」という。）について顧客（信託をする者を含む。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、その顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。

〈金商法 第39条第1項第1号〉

〔従業員規則〕 第7条第3項第1号〕

- (2) 有価証券売買取引等につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するためその顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、その顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。

〈金商法 第39条第1項第2号〉

〔従業員規則〕 第7条第3項第2号〕

- (3) 有価証券売買取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、その顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させること。

〈金商法 第39条第1項第3号〉

〈「従業員規則」 第7条第3項第3号〉

25. 地場出し

いかなる名義を用いているかを問わず、自社の書面による承諾を受けないで、他の金融商品取引業者等に有価証券の売買その他の取引等の注文を出すこと（顧客注文の取次ぎ等を含む。）。ただし、その営業員に係る取引が内部者取引規制の対象となり得る有価証券（株券、新株予約権証券、社債券、カバードワラント等）以外の有価証券の取引である場合及び登録金融機関による金融商品仲介業務に係る有価証券の取引である場合等は除く。 〈「従業員規則」 第7条第3項第4号〉

26. 地場受け

いかなる名義を用いているかを問わず、他の金融商品取引業者等の営業員から、その金融商品取引業者等の営業員であることをあらかじめ知らされている場合に、その金融商品取引業者等の書面による承諾を受けないで有価証券の売買その他の取引等の注文を受けること（顧客注文の取次ぎ等を含む。）。ただし、その営業員に係る取引が内部者取引規制の対象となり得る有価証券（株券、新株予約権証券、社債券、カバードワラント等）以外の有価証券の取引である場合及び登録金融機関による金融商品仲介業務に係る有価証券の取引である場合等は除く。

〈「従業員規則」 第7条第3項第5号〉

27. 営業員の信用取引及びデリバティブ取引等

いかなる名義を用いているかを問わず、自己の信用取引又はデリバティブ取引等を行うこと。ただし、報酬の一部として給付されることが決定された株式又はストックオプションについて、一定の期間において、その保有に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるために行う取引で、専ら投機的利益の追求を目的としないものとして、自社の承諾を受けた場合を除く。〈「従業員規則」 第7条第3項第6号〉

28. 過当数量の取引

顧客カード等により知り得た投資資金の額その他の事項に照らし、過当な数量の有価証券の売買その他の取引等の勧誘を行うこと。

〈「従業員規則」 第7条第3項第7号〉

29. 顧客との共同計算による取引

有価証券の売買その他の取引等について顧客と損益を共にすることを約束して勧誘し又は実行すること。

〈「従業員規則」 第7条第3項第8号〉

30. 呑行為

顧客から有価証券の売買その他の取引等の注文を受けた場合において、自己がその相手方となって有価証券の売買その他の取引等を成立させること。

〈「従業員規則」 第7条第3項第9号〉

31. 名義、住所貸し

顧客の有価証券の売買その他の取引等又はその名義書換えについて、自己若しくはその親族その他自己と特別の関係のある者の名義又は住所を使用させること。 〈「従業員規則」 第7条第3項第10号〉

32. 仮名取引の受託

顧客から有価証券の売買その他の取引等の注文を受ける場合において、仮名取引（口座名義人とその口座で行われる取引の効果帰属者が一致しない取引をいう。）であることを知りながら当該注文を受けること。 〈「従業員規則」 第7条第3項第11号〉

33. 名義、住所借り

自己の有価証券の売買その他の取引等について顧客の名義又は住所を使用すること。 〈「従業員規則」 第7条第3項第12号〉

34. 自社を通じない名義書換え等の手続き

顧客から有価証券の名義書換え等の手続きの依頼を受けた場合において、自社を通じないでその手続きを行うこと。 〈「従業員規則」 第7条第3項第13号〉

35. 受渡の延引、未了

顧客から自社に交付するために預託された金銭、有価証券等又は自社から顧客に交付するために預託された金銭、有価証券等を、遅滞なく、相手方に引き渡さないこと。

〈「従業員規則」 第7条第3項第14号〉

36. 顧客への書類交付の延引、未交付

自社から顧客に交付するために預託された業務に関する書類を、遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。

〈「従業員規則」 第7条第3項第15号〉

37. 顧客との金銭、有価証券等の貸借

有価証券の売買その他の取引等に関して顧客と金銭、有価証券等の貸借（顧客の債務の立替えを含む。）を行うこと。

〈「従業員規則」 第7条第3項第16号〉

38. 職務上の秘密の漏洩

職務上知り得た秘密を漏洩すること。また、法令に基づく場合等の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供すること。

〈「従業員規則」 第7条第3項第17号〉

〈個人情報保護法第23条〉

39. 公募株等の公正を欠く販売

公募株等について、発行会社が指定する販売先（発行会社の従業員持株会等を除く。）への売付けを行うなど、公正を欠く販売を行うこと。

〈「従業員規則」 第7条第3項第18号〉

40. 営業員限りで行う広告等及び景品類の提供

広告審査担当者の審査を受けずに、営業員限りで広告等又は景品類の提供を行うこと。

〈「従業員規則」 第7条第3項第19号〉

41. 空売り注文の受託

- (1) 顧客から金融証券取引所又は認可業務（「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第2条第6号に定める認可業務をいう。(2)において同じ。）において行う有価証券の売付けの注文を受ける場合において、その有価証券の売付けが空売り（金商法施行令第26条の2の2第1項に規定する空売りをいう。(2)及び(3)において同じ。）であるか否かの別を確認せずに注文を受けること。ただし、取引規制府令第10条に規定する取引及びこれらを認可業務において行う取引に応じて読み替えた場合の読替後の取引を除く。

〈「従業員規則」 第7条第3項第23号〉

〈金商法施行令 第26条の3第2項、第3項、第4項、第5項〉

- (2) 顧客から受託した金融証券取引所又は認可業務において行う空売りについて、その空売りに係る有価証券につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次のイ及びロに定める価格（以下「直近公表

価格」という。)以下の価格でその空売りをを行うこと。ただし、取引規制府令第14条に規定する取引及びこれらを認可業務において行う取引に応じて読み替えた場合の読替後の取引並びにその直近公表価格の直近に公表したその直近公表価格と異なる価格をその直近公表価格が上回る場合にその直近公表価格において行う取引を除く((3)において同じ)。
〈「従業員規則」 第7条第3項第24号)

〈金商法施行令 第26条の4第1項)

イ 金融商品取引所において注文が執行される場合

空売りに係る有価証券につき金融証券取引所が当該空売りの直近に公表した価格

ロ 認可業務において注文が執行される場合

空売りに係る有価証券につき金融商品取引所が当該空売りの直近に公表した価格又は当該認可業務を行う会員が当該空売りの直近に公表した価格のいずれかで当該会員が定める価格

(3) 顧客から注文を受けた空売りを他の金融商品取引業者に委託をする場合において、その空売りに係る有価証券につき直近公表価格以下の価格でその空売りをを行うよう指示すること。

〈「従業員規則」 第7条第3項第25号)

〈金商法施行令 第26条の4第2項)

42. 投信の乗換え勧誘の際の説明を行わないこと

投資信託受益証券等（投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（金商業等府令第65条第2号イからハマまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。）、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、取引所金融商品市場に上場されているものを除く。）

の乗換え（現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。）を勧誘するに際し、顧客（特定投資家を除く。）に対して、乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと。

〈「従業員規則」 第7条第3項第26号〉

〈金商業等府令 第123条第9号〉

43. 反社会的勢力との契約の禁止

有価証券の売買その他の取引等において、顧客が反社会的勢力であることを知りながら、契約の締結をすること（金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除するときを除く）。

〈「従業員規則」 第7条第3項第29号〉

44. 立会外分売要領発表前の有価証券の買付けの勧誘

金融商品取引所が立会外分売要領を発表する前にその分売についての買付けの勧誘を行うこと（当該分売に係る有価証券の発行者が、2以上の報道機関に対して分売を行う旨を公開している場合を除く）。

〈東証「業務規程」 第46条第2項〉

45. 信用の供与等

- (1) 金銭の貸付け（信用取引以外）その他の信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等を行うこと（証票等を提示し、又は通知した個人から有価証券の売買の受託等を行う行為であって、その個人がその有価証券の対価に相当する額を二月未満の期間内に一括して支払う場合又は預金又は貯金の受入れを内容とする契約を締結する個人から有価証券の売買の受託等を行う行為であって、その契約に付随した貸付けを行う契約に基づきその個人に対しその有価証券の対価に相当する額の全部又は一部の貸付け（一月以内に返済を受ける貸付けに限る。）を行う場合（登録金融機関のみ）、同一人に対する信用の供与が10万円を超えない場合及びその有価証券の売買が累積投資契約によるものである場合を除く。）。

〈金商法 第44条の2第1項第1号、第2項第1号、
金商業等府令第148条、第149条の2〉

- (2) 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与（信用取引に付随して行う金銭又は有価証券の貸付けを除く。）を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行うこと。

〈金商業等府令 第149条第1号、第150条第2号〉

- (3) 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与の条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行うこと。（登録金融機関のみ）

〈金商業等府令 第150条第1号〉

- (4) (2)及び(3)に掲げるもののほか、自己の取引上の優越的な地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行うこと。（登録金融機関のみ）

〈金商業等府令 第150条第3号〉

46. 非公開融資等情報の提供等

有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領し、又は融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人に提供すること（事前に顧客の書面による同意を得て提供する場合等を除く。）。

（金融商品仲介業務に従事する営業員）

〈金商業等府令 第150条第5号〉

第7章

一般的不正行為

1. 不正行為
2. 虚偽表示
3. 虚偽相場の利用
4. 風説の流布、偽計、暴行又は脅迫
5. 仮装売買、相場操縦等
6. 内部者取引
7. 対価を受けて行う新聞等への意見表示
8. 有利買付等の表示
9. 一定の配当等の表示

1. 不正行為

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について、不正の手段、計画又は技巧をすること。 〈金商法 第157条第1号〉

2. 虚偽表示

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること。 〈金商法 第157条第2号〉

3. 虚偽相場の利用

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等を誘引する目的をもって、虚偽の相場を利用すること。 〈金商法 第157条第3号〉

4. 風説の流布、偽計、暴行又は脅迫

有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をすること。 〈金商法 第158条〉

5. 仮装売買、相場操縦等

- (1) 金融商品取引所に上場する有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引のうちいずれかの取引が繁盛に行われていると他人に誤解させる等これらの取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、権利の移転又は金銭の授受を目的としない等の仮装の売買取引等を行うこと。

〈金商法 第159条第1項〉

- (2) 金融商品取引所に上場する有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引のうちいずれかの取引を誘引する目的をもって、相場操縦等を行うこと。〈金商法 第159条第2項〉

- (3) 取引所金融商品市場における上場金融商品等の相場をくぎ付けし、固定し、又は安定させる目的をもって、一連の有価証券の売買等又はその申込み、委託等若しくは受託等を行うこと。

〈金商法 第159条第3項〉

6. 内部者取引

- (1) 上場会社等の会社関係者（上場会社等の役職員、上場会社等と契約を締結しているなどの特別の関係にある者等）が、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす会社の業務等に関する重要事実を知って、その公表前にその会社の特定有価証券等の売買等を行うこと（会社関係者から重要事実の伝達を受けた者も同様）。

〈金商法 第166条〉

- (2) 公開買付者等関係者が、上場株券等の公開買付等をする者の公開買付け等の実施又は中止に関する事実を知って、その公表前に、公開買付け等の実施に関する事実に係る場合はその公開買付け等に係る株券等の買付け等を行うこと、又は公開買付け等の中止に係る場合はその公開買付け等の売付け等を行うこと（公開買付者等関係者から公開買付け等の実施又は中止に関する事実の伝達を受けた者も同様）。
〈金商法 第167条〉

7. 対価を受けて行う新聞等への意見表示

発行者、有価証券の売出しをする者、特定投資家向け売付け勧誘等をする者、引受人、金融商品取引業者等又は公開買付者等から対価を受け、又は受けるべき約束をして、有価証券、発行者又は公開買付者に関し投資についての判断を提供すべき意見を新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は文書、放送、映画その他の方法を用いて一般に表示する場合には、その対価を受け、又は受けるべき約束をして行う旨の表示を併せてしないこと（広告料を受け、又は受けるべき約束をしている者が、その広告料を対価とし、広告として表示する場合を除く。）。

〈金商法 第169条〉

8. 有利買付等の表示

新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘又は既に発行された有価証券売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘のうち、不特定かつ多数の者に対して行う場合（以下、「有価証券の不特定多数者向け勧誘等」という。）は、これらの者の取得するその有価証券を、自己又は他人が、あらかじめ特定した価格若しくはこれを超える価格により買い付ける旨、又はあらかじめ特定した価格若しくはこれを超える価格により売り付けることをあっせんする旨の表示をし、又はこれらの表示と誤認されるおそれがある表示をすること（国債、地方債、社債等を除く。）。

〈金商法 第170条〉

9. 一定の配当等の表示

有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等がその勧誘に際し、不特定多数の者に対して、その有価証券に関し一定の期間につき、利益の配当、収益の分配その他いかなる名称をもってすることを問わず、一定の額又はこれを超える額の金銭の供与が行われる旨の表示（誤認されるおそれのある表示を含む。）をすること（表示の内容が予想に基づくものである旨が明示されている場合を除く。）。

〈金商法 第171条〉

第 8 章

不適切行為

不適切行為

営業員は、その業務の遂行に当たって、次の不適切行為を行うことのないよう、注意しなければならない。

- ① 有価証券の売買その他の取引等において、銘柄、価格、数量、指値又は成行の区別等顧客の注文内容について確認を行わないまま注文を執行すること。
- ② 有価証券等の性質又は取引の条件について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。
- ③ 有価証券の売買その他の取引等において、有価証券の価格、オプションの対価の額の騰貴若しくは下落、金融指標の先物取引若しくは先渡取引等の約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、金融指標等のスワップ取引等のその取引に係る金融指標の上昇若しくは低下若しくは金融商品の価格の騰貴若しくは下落、又はクレジット・デリバティブ取引に係る法人の信用状態に係る事由若しくは当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であって、その当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものの発生の有無について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。

第9章

業務執行上の チェックポイント

1. 取引の仕組み等の明確な説明
2. 顧客の投資経験、投資目的、資力等に適合した勧誘
3. 公正な情報の提供
4. 顧客自身の判断による投資意思の決定
5. 公正取引の確保

営業員は、その業務の遂行に当たっては、次の諸点が確実に励行されているかどうかを確認しなければなりません。

1. 取引の仕組み等の明確な説明

顧客に対し、受託契約準則その他の諸規則による取引上の取決め等売買取引の仕組みやその手続きについて十分説明しているか。特に、金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容について説明しているか。また、信用取引又はデリバティブ取引等を行う顧客に対しては、その仕組み等をよく説明し理解させているか。

2. 顧客の投資経験、投資目的、資力等に適合した勧誘

- (1) 顧客の投資経験、投資目的、資力等からみて、適当でない金融商品又は過大な数量、頻度の投資勧誘を行っていないか。
- (2) 顧客がその投資経験、投資目的、資力等からみて明らかに不適当な投資を行おうとしている場合に、再考を促すための、適切な助言を積極的に与えているか。
- (3) 顧客に対して店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託の販売の勧誘を行う場合には、その顧客が勧誘開始基準に適合しているか。
- (4) 顧客が信用取引を行う場合には、その顧客が信用取引開始基準に適合しているか。
- (5) 顧客がデリバティブ取引を行う場合には、その顧客が取引開始基準に適合しているか。

3. 公正な情報の提供

- (1) 顧客に対し提供する情報に虚偽のものはないか。また、事実の一部のみを強調し、誇大な表現を用い、重要な事項についての表示を欠く等により重要な事項について顧客に誤解を生じさせるようなものはないか。
- (2) 投資勧誘に当たって有価証券の価格等が騰貴し又は下落することの断定的判断を提供していないか。
- (3) 顧客に投資勧誘を行う有価証券等が勧誘するに値する根拠を持っているか。また、この場合、勧誘の基礎となった重要な事実について正確に顧客に知らせているか。

4. 顧客自身の判断による投資意思の決定

- (1) 有価証券の売買その他の取引等の注文は、すべて顧客自身の判断と責任に基づきその指示により行われるものであることを、顧客によく徹底させているか。
- (2) 顧客に対し押し付け的な勧誘を行っていないか。
- (3) 受注に際して、顧客の意思を十分確認しているか。
- (4) 顧客から個人の資格で取引一任勘定取引の注文を受けていることはないか。
- (5) 顧客と共同計算で売買等を行っていないか。

5. 公正取引の確保

- (1) 顧客に対し、損失保証を約束し又は利益保証を行って勧誘していることはないか。
- (2) 顧客に対し、特別の利益を提供することを約束して勧誘していることはないか。
- (3) 顧客の注文が相場操縦等不正な取引となることを知りながら受注していることはないか。
- (4) 顧客に対し、特定少数の銘柄を一律集中的に推奨することにより公正な価格形成をそこなうような行為を行っていることはないか。
- (5) 他の金融商品取引業者の役職員から、その金融商品取引業者の書面による承諾を受けていない有価証券（株券、新株予約権証券、社債券、カバードワラント等）の売買その他の取引等の注文を受けていることはないか。